

## とっとり県民エコ運動「とり eco」ロゴマーク使用基準

### 1 目的

この基準は、鳥取県が定めた、とっとり県民エコ運動「とり eco」ロゴマークを使用する場合に必要な事項を定める。

### 2 ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は、鳥取県が所有する。

### 3 使用の承認申請

ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用承認申請書（別紙様式）を鳥取県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体、学校又は保育所が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 鳥取県内で環境保全活動に取り組む非営利団体が使用する場合
- (4) 鳥取県が使用を依頼した場合
- (5) その他、鳥取県が特に必要と認める場合

### 4 使用の承認

- (1) 鳥取県は、前条の規定による使用承認申請があったときは、その内容について審査し、とっとり県民エコ運動「とり eco」の普及啓発に資するものと認める場合は、提出された使用承認申請書（別紙様式）に承認する旨記載し、申請者にその写しを交付するものとする。
- (2) 鳥取県は、前項の規定により、承認する場合において、必要な条件を付すことができる。
- (3) 鳥取県は、ロゴマークの承認内容を公表することができる。この場合において、申請者は鳥取県に対し、異議を申し立てることはできない。

### 5 使用の不承認

鳥取県は次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 営利を目的とした商品または当該商品の広告に使用する場合
- (2) とっとり県民エコ運動「とり eco」の品位を傷つけ又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合。ただし、とっとり県民エコ運動「とり eco」に関連する取組を除く。
- (4) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (5) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (6) その他、使用することが不相当と認められる場合

### 6 使用上の遵守事項

ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの一部を使用したり、縦横比率の変更など、データの改変は行わないこと。  
ただし、鳥取県で製作者の意図に反するものでないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 承認された内容により使用し、鳥取県の付した使用条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

別紙様式

使用承認申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

(申込者)

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

下記のとおりロゴマークの使用承認を申請します。

なお、とっとり県民エコ運動「とり eco」ロゴマーク使用基準の規定を順守します。

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで
4 使用数量	
5 担当者連絡先	
添付書類 (1) 企画書 (レイアウト・スケッチ・原稿等) (2) その他参考となるもの	

(鳥取県記入欄)

審査結果	番号	使用条件など
承認・不承認		